

令和8年度 指名停止措置業者一覧表

No.	業 者 名	所 在 地	指名停止事由(措置要件)	指名停止期間	備 考
9	みらい建設工業株式会社	東京都港区芝四丁目6番12号	<p>当該業者が代表を務める特定JVは、名古屋港管理組合発注「弥富ふ頭第1貯木場北側護岸整備工事(その6)」の施工にあたり、石材が水面に脱落することを防止するために必要な措置を講じなかったとして、令和8年7月17日付けで、同社及び同社使用人が港則法違反により、名古屋簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。</p> <p>鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第12項:不正又は不誠実な行為)</p>	<p>令和8年10月16日から 令和8年11月15日まで (1月間)</p>	
8	株式会社竹中工務店	大阪府大阪市中央区本町四丁目1番13号	<p>当該業者の使用人は、令和7年2～5月、大阪・関西万博の関連工事を巡り、下請業者に工事費を水増し請求させ、当該業者に損害を与えたとして、令和8年8月19日、背任の容疑で大阪府警察に逮捕され、同年9月9日、大阪地方検察庁より起訴された。</p> <p>鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第12項:不正又は不誠実な行為)</p>	<p>令和8年10月16日から 令和8年11月15日まで (1月間)</p>	
7	有限会社益山土木	鹿児島市錦江台二丁目11番1号	<p>当該業者は、建設管理部管理課発注の「廃屋撤去業務委託(その3)」において、落札後に本業務の適正な履行に必要なとなる協力業者を確保できない状況となったことや、自社での施工においても本業務に必要な人員や施工体制等を確保することができず、工期内までに安全かつ適正な履行が困難となったこと等を理由として、契約を締結しなかった。</p> <p>鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第12項:不正又は不誠実な行為)</p>	<p>令和8年9月11日から 令和8年12月10日まで (3月間)</p>	
6	JR九州エンジニアリング株式会社	福岡県福岡市博多区冷泉町4番17号	<p>当該業者は、大分県内で請け負った機械器具設置工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請け契約を締結したことが、建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、令和8年7月16日に九州地方整備局から指示処分を受けた。</p> <p>鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第11項:建設業法違反)</p>	<p>令和8年9月1日から 令和8年11月30日まで (3月間)</p>	

令和8年度 指名停止措置業者一覧表

No.	業 者 名	所 在 地	指名停止事由(措置要件)	指名停止期間	備 考
5	株式会社竹中土木	東京都江東区新砂一丁目1番1号	<p>当該業者の従業員は、同社が施工中の「近畿自動車道久宝寺高架橋他7橋耐震補強工事」において発生した労働災害に関し、協力会社と共謀して、労働基準監督署に対し事実と異なる報告をしたとして、令和8年6月10日付けで羽曳野簡易裁判所から労働安全衛生法違反による罰金刑の略式命令を受けた。</p> <p>鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第12項:不正又は不誠実な行為)</p>	<p>令和8年7月24日から 令和8年8月23日まで (1月間)</p>	
4	株式会社ナンワ	鹿児島市東開町3番地166	<p>当該業者の元役員は、令和3年8月2日に鹿児島県北薩地域振興局建設部が発注した工事において、株式会社大島造船所から依頼を受け、当時の同局職員から、当該工事の入札に関して非公表とされている設計金額を入手しようとしたことが判明した。</p> <p>鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第12項:不正又は不誠実な行為)</p>	<p>令和8年7月21日から 令和8年9月20日まで (2月間)</p>	
3	株式会社大島造船所	長崎県西海市大島町1605番地1	<p>当該業者は、令和3年8月2日に鹿児島県北薩地域振興局建設部が発注した工事において、株式会社ナンワを介し、当時の同局職員から、当該工事の入札に関して非公表とされている設計金額を入手しようとしたことが判明した。</p> <p>鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第12項:不正又は不誠実な行為)</p>	<p>令和8年7月21日から 令和8年9月20日まで (2月間)</p>	
2	前田建設工業株式会社	東京都千代田区富士見二丁目10番2号	<p>当該業者の九州支店社員は、八代市が発注した「八代市新庁舎建設工事」の入札に関し、八代市議会議員に対し、贈賄行為を行ったことが明らかになった。なお、当該社員が行った贈賄については、公訴時効が成立している。</p> <p>鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第12項:不正又は不誠実な行為)</p>	<p>令和8年6月29日から 令和8年8月28日まで (2月間)</p>	

令和8年度 指名停止措置業者一覧表

No.	業 者 名	所 在 地	指名停止事由(措置要件)	指名停止期間	備 考
1	株式会社大林組	東京都港区港南二丁目15番2号	<p>当該業者は、同社が代表構成員を務める共同企業体で施工中の「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設(東工区)ほか」において、令和6年10月4日に発生した労働災害に関し、事実と異なる説明を所轄の労働基準監督署に行っていたとして、令和8年3月24日付けで同社及びその社員2名が鯉沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反によりそれぞれ罰金刑の略式命令を受けた。</p> <p>鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第12項:不正又は不誠実な行為)</p>	<p>令和8年4月22日から 令和8年5月21日まで (1月間)</p>	